

防火について

不燃認定品 **不燃**

法定不燃石膏ボードへの施工(直張り)で「不燃仕上げ」になります。
防火規制の厳しい用途に適しています。

内装制限により不燃仕上げが求められる場所

| | |
|-------------------|--------------------|
| 11階以上の建築物の防火区画 | 令112条5～7項 |
| 地下街の防火区画 | 令128条の3 1項1号 3号 5項 |
| 階段、吹き抜け等の防火区画 | 令112条9項 |
| 避難階段及び特別避難階段の内装制限 | 令123条1項2号 3項3号 |
| 非常用昇降機の乗降ロビーの内装制限 | 令129条の13の3 3項5号 |

不燃認定品の防火性能

| 防火種別 | 防火性能(施工法:直張り) | | | |
|------|---------------|---------|---------|-------|
| | 不燃材料下地 | 不燃石膏ボード | 準不燃材料下地 | 金属板下地 |
| 1-1 | 不燃 | 不燃 | 準不燃 | 準不燃 |
| 1-4 | 不燃 | 不燃 | 準不燃 | 不燃 |
| 1-6 | 不燃 | 不燃 | 準不燃 | — |

防火仕上げをする場合は、下地にシーラー処理をすることが義務付けられています。防火認定制度については51頁をご覧ください。

防火壁装材料認定共同管理の運用開始について

一般財団法人日本壁装協会は、新たに防火壁装材料の認定共同管理を2015年3月より開始しております。

協会として新たに防火材料認定を取得することで、防火壁装材の認定使用に関する品質の向上、仕様・性能面でのコンプライアンスの維持を目的としています。



価格表に掲載している防火認定番号および防火種別が、見本帳有効期限内に変更される場合があります。日本壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」で最新の情報をご確認くださいようお願いいたします。

日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムがお役に立ちます。

ホームページアドレス(携帯電話からも同じです) <http://www.wacoa.jp/Hekisou/>

防火材料について

防火材料は、不燃材料・準不燃材料・難燃材料の3つの性能区分に分けられ、国土交通大臣が定めた、または認定された材料です。建築基準法により内装制限を受ける箇所には所要の防火性能を持つ材料を使用しなければなりません。壁紙は、下地との組合せで防火性能が決まります。つまり、施工する下地の性能によっては同じ壁紙でも防火性能が異なる場合があります。下記告示に表記のない下地に施工した場合は、防火壁装材料として認められません。

- 不燃材料(建設省告示第1400号ならびに国土交通省告示第1178号による改正)
建築基準法第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次に定めるものとする。

コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板(厚さ3mm以上)、繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ5mm以上)、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、モルタル、しっくい、石、石膏ボード(厚さ12mm以上、ボード用原紙の厚さ0.6mm以下)、ロックウール、グラスウール板

- 準不燃材料(建設省告示第1401号 平成12年5月30日)
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第五号の規定に基づき、準不燃材料を次のように定めるものとする。

不燃材料、石膏ボード(厚さ9mm以上、ボード用原紙の厚さ0.6mm以下)、モモセメント板(厚さ15mm以上)、硬質木片セメント板(厚さ9mm以上、かさ比重0.9以上)、木片セメント板(厚さ30mm以上、かさ比重0.5以上)、パルプセメント板(厚さ6mm以上)

- 難燃材料(建設省告示1402号 平成12年5月30日)
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第六号の規定に基づき、難燃材料を次のように定めるものとする。

準不燃材料、難燃合板(厚さ5.5mm以上)、石膏ボード(厚さ7mm以上、ボード用原紙の厚さ0.5mm以下)

防火認定制度と見本帳表示について

防火認定番号について

認定番号は、不燃の防火性能を有するものは「NM」、準不燃は「QM」、難燃は「RM」の記号がそれぞれ頭に付いた4桁の番号となります。

| 認定番号 | | |
|------|---------|--|
| 不燃 | NM-○○○○ | *NM— 「Noncombustible Material」燃えにくい材料 |
| 準不燃 | QM-○○○○ | *QM— 「Quasi Noncombustible Material」類似の(準)燃えにくい材料 |
| 難燃 | RM-○○○○ | *RM— 「Fire Retardant Material」火を遅らせる材料 |

壁紙品質情報管理システムの軸は、「防火製品表示ラベル」と「防火施工管理ラベル」

壁紙品質情報管理システムでは、防火壁装材料の製造出荷から現場施工仕上げまでの管理を一貫して行うため、2つの表示ラベルを運用します。製品「防火製品表示ラベル」が、また、施工現場の仕上げ箇所には「防火施工管理ラベル」がそれぞれ表示されます。なお、日本壁装協会の「防火壁装材料品質情報管理システム」に参加、登録していない場合、両ラベルの表示ができませんのでご注意ください。

1. 防火製品表示ラベルについて

国土交通省より防火認定を取得し、防火仕上げに適用できる壁紙には、製品の外表面に「防火製品表示ラベル」が貼り付けられます。また、ラベルには防火性能や認定番号、その他の認定に関する情報が記載されています。

防火製品表示ラベルの種類

| | | | | | |
|------|-------|-----------|-----------|--------|-----|
| 紙系壁紙 | 繊維系壁紙 | 強化ガラス繊維壁紙 | プラスチック系壁紙 | 無機質系壁紙 | その他 |
|------|-------|-----------|-----------|--------|-----|

材料の区分および種類

「防火壁装材料・品質情報管理システム」では、「材料の区分」「種類」の項目を設けて、防火壁装材料の分類に活用しています。なお、「材料の区分」の構成内容は前記の「防火製品表示ラベル」に準じて整理し、また「種類」は製法や素材構成、化粧層の違いにより設定されています。

| 材料区分 | 紙系壁紙 | 繊維系壁紙 | 強化ガラス繊維壁紙 | プラスチック系壁紙 | 無機質系壁紙 | その他 |
|------|-----------------|--|-----------|-----------------|------------------------|-----------------------|
| 種類 | 加工紙 紙布 和紙 | 織物 植毛 化学繊維織物 化学繊維植毛 化学繊維不織布 絹織物 | 塩化ビニル | プラスチック オレフィン | 強化ガラス繊維 骨材 ガラス繊維 | 合成紙 びんすげい 塗料仕上げ |

2. 防火施工管理ラベルについて

認定条件に基づいて壁紙と下地材を組合せ、かつ日本壁装協会とした「防火壁装材料の標準施工法」により仕上げた場合、仕上げ箇所燃るべき防火性能を表す「防火施工管理ラベル」を表示することができます。

防火施工管理ラベルの種類

防火認定取得品を貼付し、防火認定取得品に準じて施工してください。
認定番号: NM

不燃材料
(基材との組み合わせによる)
日本壁装協会
防火認定取得品に準じて施工してください。
認定番号: NM

(赤)

防火認定取得品を貼付し、防火認定取得品に準じて施工してください。
認定番号: QM

準不燃材料
(基材との組み合わせによる)
日本壁装協会
防火認定取得品に準じて施工してください。
認定番号: QM

(緑)

防火認定取得品を貼付し、防火認定取得品に準じて施工してください。
認定番号: RM

難燃材料
(基材との組み合わせによる)
日本壁装協会
防火認定取得品に準じて施工してください。
認定番号: RM

(青)

防火壁装材料の種類一覧表 (平成25年12月9日現在)

| 防火種別 | 防火性能 | | | | | | |
|------|----------|---------|-------|----------|------|---------|-------|
| | 施工方法/直張り | | | 施工方法/下張り | | | |
| | 不燃材料 | 不燃石膏ボード | 準不燃材料 | 金属板 | 不燃材料 | 不燃石膏ボード | 準不燃材料 |
| 1-1 | 不燃 | 不燃 | 準不燃 | 準不燃 | 不燃 | — | — |
| 1-2 | 不燃 | 準不燃 | 準不燃 | 難燃 | 準不燃 | 難燃 | 難燃 |
| 1-3 | 不燃 | 準不燃 | 準不燃 | — | — | — | — |
| 1-4 | 不燃 | 不燃 | 準不燃 | 不燃 | — | — | — |
| 1-5 | 不燃 | 不燃 | 準不燃 | 難燃 | — | — | — |
| 1-6 | 不燃 | 不燃 | 準不燃 | — | — | — | — |
| 1-7 | 不燃 | 準不燃 | 準不燃 | 不燃 | — | — | — |
| 1-8 | 不燃 | 準不燃 | 準不燃 | 準不燃 | — | — | — |
| 2-1 | 準不燃 | 準不燃 | 準不燃 | 準不燃 | — | — | — |
| 2-2 | 準不燃 | 準不燃 | 準不燃 | 難燃 | 難燃 | 難燃 | 難燃 |
| 2-3 | 準不燃 | 準不燃 | 準不燃 | — | — | — | — |
| 2-4 | 準不燃 | 準不燃 | 準不燃 | 難燃 | — | — | — |
| 2-5 | 準不燃 | 準不燃 | 準不燃 | — | 難燃 | 難燃 | 難燃 |
| 2-6 | 準不燃 | 準不燃 | — | 不燃 | — | — | — |
| 2-7 | 準不燃 | 準不燃 | — | — | — | — | — |
| 3-1 | 不燃 | 難燃 | 難燃 | — | — | — | — |
| 3-2 | 不燃 | 不燃 | 難燃 | — | — | — | — |
| 3-3 | 不燃 | 準不燃 | 難燃 | — | — | — | — |
| 4-1 | 準不燃 | 難燃 | 難燃 | — | — | — | — |
| 4-2 | 準不燃 | 準不燃 | 難燃 | — | — | — | — |
| 5-1 | 難燃 | 難燃 | 難燃 | — | — | — | — |
| 6-1 | 不燃 | 不燃 | — | — | — | — | — |
| 6-2 | — | — | — | 不燃 | — | — | — |
| 6-3 | 不燃 | 不燃 | — | 不燃 | — | — | — |
| 6-4 | 不燃 | — | — | 不燃 | — | — | — |
| 6-5 | 不燃 | — | — | — | — | — | — |

壁紙との組み合わせで防火認定取得可能な施工下地の代表例

- ・ 不燃材料 …… 告示第1400号の「厚さ5mm以上の繊維混入珪酸カルシウム板」 「モルタル」
- ・ 不燃石膏ボード …… 告示第1400号の「厚さ12mm以上の石膏ボード」
- ・ 準不燃材料 …… 告示第1401号の「厚さ9mm以上の石膏ボード」
- ・ 金属板 …… 告示第1400号の「金属板」 (アルミニウムを除く)

内装制限一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第111条第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

| 特殊建築物等 | 対象となる規模等 | | | | 制限 | | | |
|--------|----------|--|--|---|--|----------------------|----------------------|---------------------|
| | 耐火建築物 | 準耐火建築物(イ) | 準耐火建築物 | その他の建築物 | 居室等 | 通路・階段 | | |
| 特殊建築物 | 1 | 客席の床面積の合計が400㎡以上のもの | 客席の床面積の合計が100㎡以上のもの | | 壁・難燃以上 (床面上1.2m以下除く) 天井・難燃以上 (3階以上に居室を有するものは準不燃以上 ※3) | 準不燃以上 (壁・天井と) ※3 | | |
| | 2 | 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎(※1) 児童福祉施設等 | 3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの (100㎡(共同住宅は200㎡)以内に防火区画されたものは除く) | 2階の部分の床面積の合計が300㎡以上(病院はその部分に患者の収容施設がある場合に限る)のもの | | | 床面積の合計が200㎡以上のもの | |
| | 3 | 百貨店、マーケット、展示場、キャルーン、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗(床面積10㎡以内は除く。) | 3階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの | 2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの | 床面積の合計が200㎡以上のもの | | | |
| | 4 | 自動車庫車庫、自動車修理工場、映画スタジオまたはテレビスタジオ | 全 部 | | | | 準不燃以上 (壁・天井とも) ※3 | 準不燃以上 (壁・天井と) ※3 |
| | 5 | 地階または地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの | | | | | | |
| 建築物の規模 | 6 | 階数が3以上で延べ面積が500㎡を超えるもの | 学校等(※2)を除く。耐火建築物または準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100㎡以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない。 | | 難燃以上 (壁・天井とも) 壁/床面上1.2m以下除く ※3 | 準不燃以上 (壁・天井と) ※3 | | |
| | | 階数が2で延べ面積が1,000㎡を超えるもの | | | | | | |
| | | 階数が1で延べ面積が3,000㎡を超えるもの | | | | | | |
| 無窓 | 7 | 窓その他の開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超える物を除く) | 床面積が50㎡を超える居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの | | 準不燃以上 (壁・天井とも) ※3 | 準不燃以上 (壁・天井と) ※3 | | |
| | | | 温湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項) | | | | | |
| 調理室等 | 8 | 調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備または器具を設けたもの | 主要構造部を耐火構造としたものを除く | 階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う施設を設けたもの | | 準不燃以上 (壁・天井とも) ※3 | | |
| | | | | 住宅以外の建築物に火を使う設備を設けたもの | | | | |

[除外規定] 上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のもの及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

| | | | | | | |
|--------------------------|----|--|--------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------|
| 防火区画 | 9 | 建築物の11階以上の部分200㎡以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない。 | 100㎡以内に防火区画 | スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる | 準不燃以上 (壁・天井とも) 壁/床面上1.2m以下除く | 不燃 (壁・天井とも) |
| | | | 200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること) | | | |
| | | | 500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること) | | | |
| | 10 | 地下街 | 100㎡以内に防火区画 | | 準不燃以上 (壁・天井とも) 壁/床面上1.2m以下除く | 不燃 (壁・天井とも) |
| 200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること) | | | | | | |
| | | | 500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること) | | | |

(平成5年6月25日)

- ① 回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。
- ② 法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。
- ③ 内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。
- ④ この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。

- ※1 下宿、共同住宅、寄宿舎の、準耐火建築物(令第115条の2第1項第1号の技術基準に適合するもの。1時間耐火)、耐火建築物とみなされる。
- ※2 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場。
- ※3 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたのもの。
- (イ) 主要構造部を準耐火構造または準耐火構造及び耐火構造としたもの。